

安曇野市建設工事成績評定要領

(目的)

第1条 この要領は、安曇野市が発注する建設工事及びこれに類する事業（以下「建設工事」という。）の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって請負業者の指導育成に資するとともに、安曇野市建設工事請負人等選定委員会（以下「選定委員会」という。）の審査資料等とすることを目的とする。

(成績評定)

第2条 監督職員及び工事担当係長は建設工事のしゅん工確認後、検査職員についてはしゅん工検査終了後、速やかに、考査項目別運用表（別紙）により工事成績採点表（別記様式1）、細目別評定点採点表（別記様式2）及び工事成績評定書（別表）を作成し、担当課長照査承認のうえ、市長に報告するものとする。

2 1件の工事について評定者となる監督職員又は検査職員が複数あるときは、それらの者が協議のうえ行うものとする。

(評定の対象)

第3条 評定の対象となる建設工事は、請負代金の額が1件300万円以上のものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、当該額が1件300万円未満のものを評定の対象とすることができる。

(監督職員による評定の特例)

第4条 監督職員は、建設工事が次のいずれかに該当するときは、当該工事の評定をしないことができる。

- (1) 応急工事又は緊急工事で、比較的工期の短いもの
- (2) 修繕工事で、監督職員の現場指示を要しないもの

(評定の方針)

第5条 監督職員、工事担当係長及び検査職員（以下「評定者」という。）は建設工事に係る正確な資料及び事実のもとに、当該建設工事の現場の条件、特殊事情等を考慮し、客観的に評定しなければならない。

(工事評定点)

第6条 工事評定点は、法令遵守等を除き、各評定者の評定点に次の表に掲げる配分率を乗じて求めた点数の合計点数とし、四捨五入により整数として表示する。

評定者	監督職員	工事担当係長	検査職員
配分率	0.4	0.2	0.4

2 前項による評定点に法令遵守等を減じて評定点合計とする。

(評定の通知)

第7条 市長は、第2条の規定による成績評定の報告があったときは、遅滞なく、当該建設工事の請負者に対して、様式第1号により評定結果を通知するものとする。

(評定の修正)

第8条 市長は、前条の通知をした後、当該評定を修正する必要があると認められる場合は、修正しなければならない。

2 市長は、前項の修正を行ったときは、遅滞なく、その結果を当該工事の請負者に通知するものとする。

(説明請求等)

第9条 前2条による通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して10日(安曇野市の休日を定める条例(平成17年安曇野市条例第3号)第1条に規定する休日(以下「休日」という。)を含まない。)以内に書面により、市長に対して評定の内容について説明を求めることができる。

2 市長は、前項による説明を求められたときは、様式第2号により回答するものとする。

3 市長は、前項による回答を行う場合、別に定める安曇野市工事成績評定評価委員会(以下「評価委員会」という。)に意見を求めることができる。

(再説明請求等)

第10条 前条第2項の回答を受けた者は、説明に係る回答日の翌日から起算して10日(「休日」を含まない。)以内に書面により、市長に対して再説明を求めることができる。

2 市長は、前項による再説明を求められたときは、評価委員会の審議を経て様式第3号により回答するものとする。

(安曇野市建設工事等指名選定委員会委員長への報告)

第11条 総務課長は、第2条の規定による工事成績評定書等を保管するものとし、会計年度終了後速やかに評定結果をとりまとめ、選定委員会に報告するものとする。

2 総務課長は、適当でないとして評定された建設工事については、その評定結果を直近の安曇野市建設工事等指名選定委員会委員長に報告するものとする。

(優良工事の表彰)

第12条 優良な成績で完成した建設工事は、別に定める表彰審査委員会に報告し、当該工事の請負者を表彰することができる。

(補則)

第13条 この要領に定めのない事項については、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成17年10月1日から施行する。

この要領は、平成18年6月9日から施行する。

この要領は、平成19年9月1日から施行する。

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

この要領は、平成23年11月1日から施行する。

この要領は、平成26年5月1日から施行する。

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

様式第1号
(第7条関係)

27 総工ア一 第 号
平成 年 月 日

契約の相手方

所在地

商号又は名称 様

安曇野市長

印

工事成績評定通知書

貴社が受注した工事について、工事成績評定要領に基づき評定した結果を通知します。

記

- | | | |
|---------------|--------------------|-----------------|
| 1 工事名 | 平成 年度 | 工事 |
| 2 箇所名 | 安曇野市 | |
| 3 工期 | 平成 年 月 日から平成 年 月 日 | |
| 4 しゅん工年月日 | 平成 年 月 日 | |
| 5 しゅん工検査年月日 | 平成 年 月 日 | |
| 6 評定点 | 点 | 項目別評定点は、別表のとおり |
| (6) 修正評定点 | 点 | 【評定点が修正された場合のみ】 |
| 7 送付先及び問い合わせ先 | | |

なお、評定の結果に疑問があるときは、当市に対して説明を求めることができます。

説明を求める場合は、この書面の通知を受けた日から起算して10日(休日を含まない)以内に、疑問事項を記した書面を下記の送付先に提出してください。

疑問の旨に対する説明は、書面により郵送いたします。

送付先及び問い合わせ先

☎399-8281 安曇野市豊科 6000 番地

安曇野市総務部総務課検査係

☎0263-71-2000(代) 内線 2317・2319

別 表

工 事 成 績 評 定 書

(工事名) 平成 年度		請負者名:
工事		
評価項目	細 別	評価点/満点
1. 施工体制	I. 施工体制一般	点 / 3.3
	II. 配置技術者	点 / 4.1
2. 施工状況	I. 施工管理	点 / 13
	II. 工程管理	点 / 8.1
	III. 安全対策	点 / 8.8
	IV. 対外関係	点 / 3.7
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	点 / 14.9
	II. 品質	点 / 17.4
	III. 出来ばえ	点 / 8.5
4. 工事特性(加点のみ)	施工条件等への対応	点 / 7.3
5. 創意工夫(加点のみ)	創意工夫	点 / 5.7
6. 社会性等(加点のみ)	地域への貢献等	点 / 5.2
7. 法令遵守等(減点のみ)	工事事故等による減点	点
	総合評価による減点	点
評価点合計		点 / 100.0

評 定 者 及 び 所 見

監督職員等	工事担当係長等	検査職員
課係・職・氏名	課係・職・氏名	課係・職・氏名

様式第2号

(第9条関係)

— 第 号
平成 年 月 日

契約の相手方

所在地

商号又は名称 様

安曇野市長

印

工事成績評定に係る説明書（回答）

平成 年 月 日付で貴社から説明を求められた評定内容について、下記のとおり回答します。

本説明書に不服があるときは、市長に対してその疑問の旨を付して、この書面の回答日の翌日から起算して10日（休日を含まない。）以内に書面により、再説明を請求することができます。

疑問の旨に対する再説明は、書面により郵送いたします。

また、再説明を求める場合の書面の送付先及び手続等についての問い合わせ先は下記のとおりです。

記

1 工 事 名 平成 年度 工事

2 疑問に対する回答

3 送付先及び問い合わせ先

〒399-8281 安曇野市豊科 6000 番地
安曇野市総務部総務課検査係
☎0263-71-2000(代) 内線 2317・2319

様式第3号
(第10条関係)

— 第 号
平成 年 月 日

契約の相手方

所在地

商号又は名称 様

安曇野市長

印

工事成績評定に係る再説明書（回答）

平成 年 月 日付で貴社から再説明を求められました評定内容について、下記のとおり回答します。

記

1 工事名 平成 年度 工事

2 疑問に対する回答

総務部 総務課 検査係
課長
担当

電話 0263-71-2000(代)内線 2317・2319

F A X 0263-72-2065

E-mail kensa@city.azumino.nagano.jp

参考様式

(第9条、第10条関係)

平成 年 月 日

説明(再説明)請求書

安曇野市長 様

説明(再説明)請求者の住所及び氏名

郵便番号

住 所

商号又は名称

連絡先

平成 年 月 日付で通知のあった評定結果について、下記のとおり説明を請求
します。

記

1 説明(再説明)請求の対象となる工事名・箇所名

工事名

箇所名

2 説明を求める事項

※具体的に記入して下さい